る。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.009 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

α　α_1、α_2、α_3 又は α_4 のいずれか大きい率（ただし、平成 30 年度から令和２年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.51 以上となる場合は 1.000 とする。）

α_1　次の算式Ⅷによつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式Ⅷ

$$\alpha_1 = 1 + \{(0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) - 1\} / 2$$

算式Ⅷの符号

A　前項の表市町村の項の算式の符号Ａに同じ。
B　前項の表市町村の項の算式の符号Ｂに同じ。
C　前項の表市町村の項の算式の符号Ｃに同じ。
D　前項の表市町村の項の算式の符号Ｄに同じ。
E　前項の表市町村の項の算式の符号Ｅに同じ。
F　前項の表市町村の項の算式の符号Ｆに同じ。
G　前項の表市町村の項の算式の符号Ｇに同じ。
H　前項の表市町村の項の算式の符号Ｈに同じ。
I　前項の表市町村の項の算式の符号Ｉに同じ。

α_2　過疎地域持続的発展法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村、過疎地域持続的発展法第 42 条の規定により過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とす

る。）及び 45 歳から 49 歳までの女性人口に 0.009 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数で除して、1,000 を乗じて得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算して得た数を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

α　α_1、α_2 又は α_3 のいずれか大きい率（ただし、平成 29 年度から令和元年度までの各年度における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を３で除して得た数（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.51 以上となる場合は 1.000 とする。）

α_1　次の算式Ⅷによつて算定した数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$\alpha_1 = 1 + \{(0.4 \times A + 0.075 \times B + 0.075 \times C + 0.075 \times D + 0.075 \times E + 0.075 \times F + 0.075 \times G + 0.075 \times H + 0.075 \times I) - 1\} / 2$$

α_2　過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村、同法第 33 条第１項の規定により過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市